

館林地区消防組合職員の給料の特別調整額支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月21日

館林地区消防組合
管理者 多田善宏

館林地区消防組合規則第9号

館林地区消防組合職員の給料の特別調整額支給規則の一部を改正する規則

館林地区消防組合職員の給料の特別調整額支給規則（昭和46年館林地区消防組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第8条」を「第9条」に改める。

第2条第1項中「当該職員に適用される給料表の別並びに」を削る。

別表第1（第2条関係）中

「

組 織	職 名	区 分
消 防 本 部	消 防 長	1 種
	本 部 次 長 ・ 参 事 ・ 課 長	2 種
	課 長 補 佐 ・ 主 幹	3 種
	係 長 ・ 係 長 代 理	4 種
消 防 署 等	署 長 ・ 参 事	2 種
	課 長 ・ 分 署 長 ・ 課 長 補 佐 ・ 署 長 補 佐 ・ 分 署 長 補 佐 ・ 主 幹	3 種
	係 長 ・ 係 長 代 理	4 種

を

」

「

組 織	職 名	区 分
消 防 本 部	消 防 長	1 種
	本 部 次 長 ・ 参 事 ・ 課 長	2 種

消 防 署 等	課 長 補 佐 ・ 主 幹	3 種
	係 長	4 種
	署 長 ・ 参 事	2 種
	課 長 ・ 分 署 長 ・ 課 長 補 佐 ・ 署 長 補 佐 ・ 分 署 長 補 佐 ・ 主 幹	3 種
	係 長	4 種

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。